

令和元年

第2回市議会定例会 議案第7号

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月20日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（  
平成26年函館市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号列記以外の部分中「こと」の後ろに「とすること」  
を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 市長は、地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る  
連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適  
用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、地域型保育事業者は、法第59条第1項に規  
定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに  
限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる  
事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2  
第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条  
の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
  - (2) 法第6条の3第12項および第39条第1項に規定する業務を目  
的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育  
を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方  
公共団体の補助を受けているもの

第17条第2項第4号中「，乳幼児」を「，利用乳幼児」に改め，「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第38条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め，同条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち，法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって，市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については，第7条第1項本文の規定にかかわらず，連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「地域型保育事業者」の後ろに「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え，「5年」を「10年」に改める。

#### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。

#### （提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，地域型保育事業者等の連携施設の確保の特例等に関する規定および家庭的保育事業者の食事の提供に係る基準の経過措置に関する規定の整備等をするため